

○「農用地利用配分計画の認可申請に係る公告」

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

令和元年10月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける者		賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 たかた	津和野町	鹿足郡津和野町高峯230外26筆
鶴飼 隆司	津和野町	鹿足郡津和野町池村2218-1

2 申請年月日

令和元年10月7日

3 縦覧期間

令和元年10月11日から令和元年10月25日まで